

「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」  
のフォローアップについて

平成25年3月7日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
ガス安全室

1. 「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」（平成24年3月総合資源エネルギー調査会 高圧ガス及び火薬類保安分科会 液化石油ガス部会報告書）において、「14の対応策」を提示。

これらの具体化について、経済産業省からの依頼を受け、高圧ガス保安協会が同協会内に設置されている「地震対策マニュアル分科会」（災害対策に先進的な地方公共団体及び県LPガス協会、一般社団法人全国LPガス協会、消費者代表、学識経験者等からなる検討会。委員は別添1のとおり。）において検討を実施。

2. 平成24年8月31日の地震対策マニュアル分科会第1回会合以降、平成25年2月6日まで、2回の分科会ワーキンググループ、3回の分科会（現地調査を兼ねた宮城県での開催を含む。）における議論を経て、「LPガス消費者地震対策マニュアル」（注）の改訂版「LPガス災害対策マニュアル」を取りまとめ。項目によっては分科会と並行して別の場において検討。

（注）昭和58年3月、高圧ガス保安協会内に検討委員会を設置し、設備の耐震性向上などハード面を中心とした対策である「LPガス一般消費先における地震対策のあり方」を作成。昭和59年3月には、ソフト面を追加して「LPガス地震時緊急対策マニュアル」を作成。その後、平成8年3月、阪神・淡路大震災（平成7年1月）の教訓を踏まえ、一般消費者、LPガス販売事業者、LPガス関係団体及び行政機関がとるべき地震対策として「LPガス消費者地震対策マニュアル」を作成。さらに、鳥取県西部地震（平成12年10月）、宮城県沖地震（平成15年5月）の教訓等を踏まえ改訂。最終改訂は平成21年3月。

3. 「14の対応策」の具体的な措置の内容は、別添のとおり。

4. 今後、以下の取組により、全国への浸透を図る。

- ① 「平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の一部として、産業保安監督部、都道府県、一般社団法人全国LPガス協会等を通じて、全都道府県LPガス協会及び傘下のLPガス販売事業者等に対して通知する。
- ② 経済産業省の「地域保安指導事業」の一環として、平成25年度に全国各地で開催する保安講習会等のテキストに追加し、LPガス販売事業者等に対する普及啓発を行う。
- ③ さらに、各都道府県LPガス協会における取組状況を中心に、一般社団法人全国LPガス協会の協力を得て、継続的に進捗状況の確認を行う。

#### **(対応策その1) 日液協ルート等の追加**

○経済産業省と日本液化石油ガス協議会との間で、発動の対象となる災害、収集すべき情報等に関して、「日本液化石油ガス協議会を通じた災害時情報収集体制（日液協ルート）について」（別紙1）を取り決め。

## 日本液化石油ガス協議会を通じた災害時情報収集体制（日液協ルート）について

2013. 1. 23

### 0. 背景

LPガス分野における事故や災害時の情報収集体制については、経済産業省本省から監督部等・都道府県経由と、全国LPガス協会経由との双方を通じて、各都道府県LPガス協会をハブとする体制が構築されている。しかしながら、平成23年3月11日の東日本大震災においては、情報収集体制のハブとなっている都道府県LPガス協会やその支部自身が被災したため、十分な情報収集ができなかった。

このため、こうした大規模の災害等によって都道府県LPガス協会やその支部が機能しなくなった場合であっても、一定の情報を収集できるよう、都道府県LPガス協会をハブとした体制を補完するものとして、日本液化石油ガス協議会（以下「日液協」という。）がその会員企業の情報を収集する体制（以下「日液協ルート」という。）を以下の通り構築した。

注）日本液化石油ガス協議会の会員企業は80社（正会員）であり、我が国のLPガス販売量の約7割（平成23年度時点）を占めている。

### 1. 目的

大規模地震、津波等の大規模自然災害等の発生時における次の業務に資すること。

- ・ 二次災害の発生の防止
- ・ LPガス分野の被害状況についての政府等を通じた発信
- ・ 会員企業間の復旧活動の協力
- ・ 政府の防災措置の立案及び国民への情報提供

### 2. 発動の対象となる大規模自然災害等

日液協ルートは、次の場合に発動する。

- ・ 震度5強以上の地震が観測された場合
- ・ その他、大規模自然災害その他の事象が発生した場合であって、経済産業省商務流通保安グループガス安全室（以下「ガス安全室」という。）から日液協事務局を通じて要請があった場合

### 3. 情報の収集及び伝達

#### (1) 収集すべき情報

日液協の会員企業は、事業所ごとに、別添の様式に基づいて、以下の被害の状況を収集する。

- ・ 一般消費者関係（対象需要家件数、ガス漏れ、人的被害、建物等の損傷、被害の概要）

・ 充填所関係（LPG設備の損傷、建物等の損傷、容器転倒・転落等、人的被害）

#### （2）会員企業から日液協事務局への情報の伝達

日液協の会員企業は、原則として本社を通じて、日液協事務局に、電子メール又はファックスによって、収集した情報を伝達する。

その際、ガス安全室から日液協事務局を通じて把握時点や報告時点についての要請があった場合には、原則としてそれに従う。

また、大規模自然災害等が甚大である場合などは、「被害なし」、「調査中」、「A市の〇〇支店とは連絡が取れていない」などの具体的な被害状況を含まない情報も有益となることから、このような情報についても積極的に伝達する。

具体的な被害があった場合には、追加情報が得られるごとに、また、原則として一日一回以上、追加情報を伝達する。

#### （3）日液協事務局からガス安全室への伝達

日液協事務局は、ガス安全室に、電子メール又はファックスによって、収集した情報を伝達する。その際、可能な限り、電話を併用することにより、発信した旨を伝達することが望ましい。

また、ガス安全室から日液協事務局に対して把握時点や報告時点についての要請があった場合には、原則としてそれに従う。

なお、日液協事務局においては、ガス安全室における集計作業や、会員企業や国民への情報発信を効率的に行う観点から、必要に応じて、会員企業からの情報を集約する。ただし、その場合であっても、速やかに情報をガス安全室に伝達する観点から、まずは会員企業からの情報を伝達し、並行して集約を行うなどの工夫を行う。

### 4. 発動の解除

日液協事務局は、発動された日液協ルートについて、発生した大規模自然災害等の状況、会員企業から伝達される被害の情報等の状況を考慮し、おおむね収束したと判断される場合には、ガス安全室と相談の上、発動を解除する。

日液協事務局は、発動が解除された場合には、その旨を会員企業に伝達する。

### 5. 平常時からの準備

#### （1）連絡体制の維持

日液協事務局は、会員企業との間での情報伝達の方法（ファックス、各企業の担当者の携帯電話番号等）について整備し、ガス安全室と共有する。

#### （2）訓練の実施

日液協事務局は、原則として毎年一回、会員企業及びガス安全室とともに、日液協ルートの発動並びに情報の収集及び伝達に係る訓練を実施する。

## 6. その他

以上のルールについては、実際の被害の発生状況に応じて、「1. 目的」に照らして、柔軟に対応する。

(別添の様式)

日液協第24～72号

平成24年12月4日

会員保安責任者各位

日本液化石油ガス協議会  
会長 川本武彦  
同上保安委員会  
委員長 石川公一

### 日液協「地震等被害速報」の周知徹底とご協力のお願い

日頃より日液協の活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、保安委員会で検討を重ねてまいりました「地震等被害速報」についてまとめましたのでご案内致しますとともに、今後、有事発生の場合は別添の「地震等被害速報」用紙を使い、日液協事務局へ報告いただきますようご協力をお願い致します。

なお、この「被害速報」の特徴は以下の通りです。

#### 1. 震度5強以上の場合に報告願います。

……行政への報告は震度5弱からとなっておりますが、5弱の場合は出先き事業所所属の都道府県協会へ報告をお願い致します。(従来通り)

昨年の東日本大震災の場合、当初県協会の機能が有効に働かなくて国への情報が上らなかったことを受けて、今後は特に被害が大きい場合は先ず、日液協ルートで直売、タテ系列などの情報を上げてもらいたいとの国の意向に沿った対応を取るためのものです。

#### 2. 充てん所の被害情報(充てん所併設事業所の場合)も同一用紙で報告してもらうことに致しました。

以上主旨をご理解の上、「地震等被害速報」の周知徹底と有事の際にはこの用紙でご報告いただきますようよろしくお願い致します。

以上

(発信手段：Eメール)

(担当：斎藤・岩田)

**L P ガス消費者用  
 充 填 所 用**

(連絡方法：事業所 → 本社 → 日液協事務局)

**地震（震度5強以上）等被害速報（第 報）**

平成 年 月 日

事業所名			報告者名			
所在地	〒 —					
T E L	—					
発生日時	平成	年	月	日	時 分	
発生地域			規模（震度）			
被害状況	一般消費者関係	(1) 対象需要家件数				件
		(2) ガス漏れ				件
		(3) 人的被害	死者（名）	重傷者（名）	軽傷者（名）	
		(4) 建物等の損傷				件
		(5) 上記被害の概要				
状況	充填所関係	(1) L P G設備の損傷				
		(2) 建物等の損傷				
		(3) 容器転倒・転落等				
		(4) 人的被害	死者（名）	重傷者（名）	軽傷者（名）	
備考						

※震度5弱以下等でも被害があった場合は報告をお願い致します。

## **(対応策その2) 把握する情報の内容やタイミングの見直し**

○各都道府県LPガス協会に対し、別紙2を参考に、会員であるLPガス販売事業者から市区町村別の消費者戸数を収集し、これを整理した上で、都道府県内の消費者戸数をあらかじめ把握しておくことを要請。

※社団法人愛知県エルピーガス協会では、定期的に市町村別の消費者戸数を把握している。実際に平成12年9月に発生した東海豪雨（2日間の積算降水量は名古屋で年間総雨量の3分の1に相当する567mm。10人が死亡し、全壊・半壊・一部損壊508棟、床上・床浸水69,837戸などの被害が生じた。）においては、この市町村別の消費者数を活用し、復旧活動における必要な資材の的確な供給ができた。

○各都道府県LPガス協会に対し、災害発生後の情報収集の要請方法や要請のタイミング等について、別紙3を参考に、あらかじめ取り決めておくことを要請。

○特に、今回の東日本大震災のように甚大な被害が発生した直後には、各都道府県LPガス協会や支部において、連絡がとれたか否か、情報収集活動ができているか否か、被害があるかないか、といった具体的な被害情報が含まれない抽象的な情報も極めて重要である。このため、一般社団法人全国LPガス協会と各都道府県LPガス協会との間で、別紙4を参考に、これらの抽象的な情報を速やかに取りまとめて伝達することをあらかじめ取り決めておくことも要請。

# 市町村別消費者世帯数調査票

(別紙2)

提出先  
 社団法人高知県エルピーガス協会  
 〒780-8031高知市大原町80-2  
 ファックス088-831-0404  
 提出期限  
 平成 年 月 25日 ( )

販売事業者名	記入担当者
--------	-------

※ 事業所ごとに提出される場合には、必要部数コピーされ、必要部数コピーされ、事業所名を明記のうえ提出願います。  
 ※ 平成24年3月31日現在で記入ください。  
 ※ 業務用施設は、施設数(店舗の数)で数えていただきますが、集計上「戸」と表記します。供給設備の施設という意味ではありません。

市町村名	業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	一般住宅	合計
高知市	戸	戸	戸	戸
室戸市	戸	戸	戸	戸
安芸市	戸	戸	戸	戸
南国市	戸	戸	戸	戸
土佐市	戸	戸	戸	戸
須崎市	戸	戸	戸	戸
宿毛市	戸	戸	戸	戸
土佐清水市	戸	戸	戸	戸
四万十市	戸	戸	戸	戸
香美市	戸	戸	戸	戸
香南市	戸	戸	戸	戸
東洋町	戸	戸	戸	戸
奈半利町	戸	戸	戸	戸
田野町	戸	戸	戸	戸
安田町	戸	戸	戸	戸
北川村	戸	戸	戸	戸
馬路村	戸	戸	戸	戸
芸西村	戸	戸	戸	戸
安芸郡				

市町村名	業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	一般住宅	合計
長岡郡	戸	戸	戸	戸
本山町	戸	戸	戸	戸
大豊町	戸	戸	戸	戸
土佐郡	戸	戸	戸	戸
土佐町	戸	戸	戸	戸
大川村	戸	戸	戸	戸
吾川郡	戸	戸	戸	戸
いの町	戸	戸	戸	戸
仁淀川町	戸	戸	戸	戸
中土佐町	戸	戸	戸	戸
佐川町	戸	戸	戸	戸
越知町	戸	戸	戸	戸
穂原町	戸	戸	戸	戸
日高村	戸	戸	戸	戸
津野町	戸	戸	戸	戸
四万十町	戸	戸	戸	戸
大月町	戸	戸	戸	戸
三原村	戸	戸	戸	戸
黒潮町	戸	戸	戸	戸
計	戸	戸	戸	戸





## 【LPガス被災状況＜緊急＞報告書】

【この報告書は、甚大な被害が発生した直後、連絡がとれたか否か、情報収集活動ができているか否か、被害があるかないか、といった抽象的な情報を速やかに取りまとめて報告するためのものです。】

県協会→全L協

## LPガス被災状況＜緊急＞報告書 [例]

## (第 報)

年 月 日  
時 分現在

(一社) 全国LPガス協会 宛  
平日 (Eメール : hoan@japanlpg.or.jp  
FAX : 03-3593-3700

協会名

担当者名 :

【被災地域において、被害がない場合も本連絡書をご提出ください。】

## 1. 災害の種類

地震、風水害、その他 ( )

## 2. 被災地域の支部（地区会）との連絡及び被災確認状況

被災地域の支部 (地区会)名	連絡が取れた かの有無	連絡が取れた場合	
		その時点におい て被災状況が分 かるかの有無	分かった範囲の被災状況
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	

注1 : 被災支部数が上表より多い場合は、行を追加してご記入ください。

注2 : 第2報以降の連絡については、最新(前回までの連絡数を含んだトータル)の件数をご記入ください。

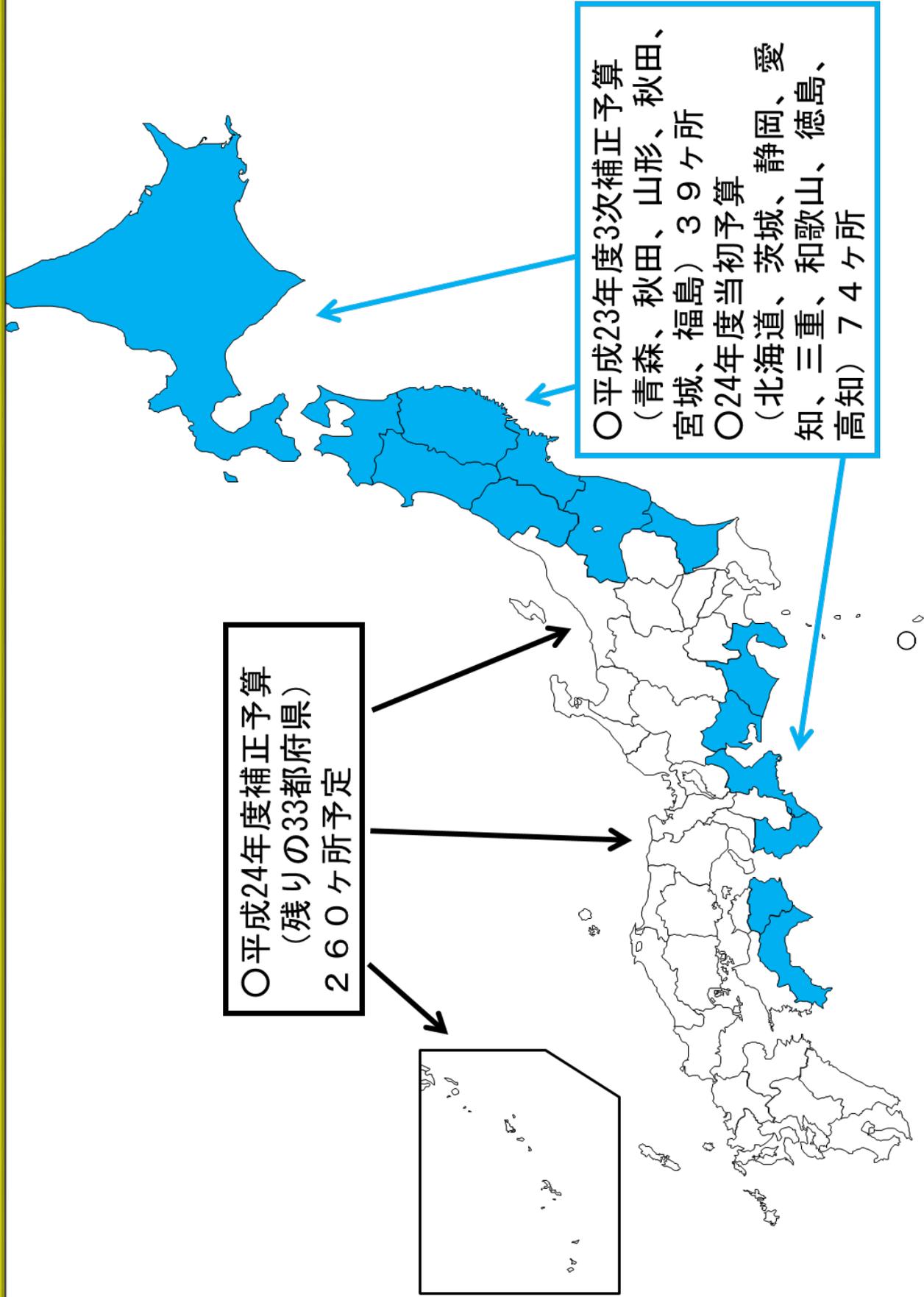
注3 : 詳細は別添の「LPガス被災状況報告書」による。

### **(対応策その3) 中核充てん所の整備**

○各都道府県LPガス協会を中心に、経済産業省資源エネルギー庁の助成制度を活用しつつ、自家発電設備、LPガス充填設備、LPガス自動車への充填設備、LPガス自動車、衛星通信設備等を備え、災害時における様々な役割の担い手となる「中核充填所」の整備が行われている。

※平成24年2月時点で113箇所の中核充填所が指定され、今後、順次整備が進められる予定（別紙5参照）。

中核LPガス充填所補助対象地域（23年度3次補正、24年度当初、24年度補正）



#### **(対応策その4) 企業の枠を超えた点検・調査の推進**

○各都道府県LPガス協会に対し、他社の顧客も含めた点検・調査がより多くの地域で実施されるよう、以下の項目を考慮して、別紙6を参考に、点検・調査のルール作りを行うことを要請。

- ・ 応急的な点検・調査※と本格的な点検・調査を明確に区分し、特に応急的な点検・調査についての手順を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず都道府県LPガス協会として実施することが望ましい。
- ・ 応急的な点検・調査は原則2人以上で実施し、その際には販売勧誘活動を行わないこと。
- ・ 復旧後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は、原則として供給契約を締結しているLPガス販売事業者が実施すること。

※ここでいう「応急的な点検・調査」とは、マイコンメーターによる漏えいの確認や復帰等であり、漏えい対応等、別途工事、補修が伴うものについては、供給契約を締結しているLPガス販売事業者が対応するものとする。

## 【LPガス災害対策マニュアル】

愛知県LPガス災害対策マニュアルに加筆（下線部）

社団法人〇〇県エルピーガス協会

このマニュアルは、社団法人〇〇県エルピーガス協会の制定した「〇〇県LPガス対策要綱」に基づく災害対策等を実効あるものとするため、災害対策としての日常業務、災害発生後の緊急対応、応急点検、復旧措置等について定めたものである。

### 1 災害対策としての日常業務

災害に対して的確な対応を行うためには、日常の事業活動の中で以下のことがらの励行が望まれる。

- (1) 災害発生の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について、予め定めておく。
- (2) 顧客リストや配管図面等について、整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図り、どのような状況においても速やかに活用できるよう心掛ける。また、緊急時において優先的に対応や供給等を行うべき施設を予め挙げておく。
- (3) 保安業務用機器、非常用電源、ラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備する。
- (4) 通常時から一般消費者等に、災害発生時等にとるべき対応についての啓発を図っておく。
  - ア 使用中の火は直ちに消して器具栓・元栓を閉止すること。
  - イ ガス漏れ等の異常に気付いた時は、容器バルブを閉めて販売店へ連絡すること。
  - ウ マイコンメータの復帰方法について周知すること。
- (5) 非常用の資機材（カセットボンベ、単段式調整器等）、非常食、飲料水、車両用燃料、非常時の発電措置について日常から確保しておく。

### 2 災害に有効な設備対策

災害に有効な設備対策として、以下のことがらが考えられるので、日頃からその普及には積極的に取り組むこと。

- (1) S型マイコンメータ等の設置
- (2) ガス放出防止器、容器プロテクター等の設置
- (3) 業務用設備に対する対震自動ガス遮断装置の設置
- (4) 鎖の二重掛け等による容器転倒防止対策の徹底強化
- (5) 燃焼器用ホースの使用
- (6) 可能な限り露出配管での施工
- (7) 可とう性・耐食性に優れた配管材料の選定と施工
- (8) 保安業務用機器並びに携帯電話等情報収集に必要な機器の電源の確保
- (9) その他有効な設備対策

### 3 災害発生後の事業の対応

災害発生後はまず自分の身の安全を確保し、次に事業継続のために次のことを行う。

- (1) 従業員とその家族の安否の確認（本人確認ができるまで追跡すること。）
- (2) 事業所内の被害状況の確認
- (3) 供給先の被害状況の確認

### 4 緊急対応

緊急対応は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のことがらを実施する。

#### (1) 被害状況の確認

次の要領により、LPガス設備の被害状況を確認する。

##### ア 確認順位

確認は、LPガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、以下の施設順位とする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 業務用施設
- c 集合住宅
- d 一般住宅
- e その他

##### イ 確認方法

確認は、容器バルブの閉栓及び容器の撤去等二次災害防止の措置の要否を見極めることを目的とし、以下の目視点検を行う。

- a 建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無
- b 容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無

#### (2) 二次災害防止のための措置

##### ア 容器バルブの閉栓又は容器撤去

確認の結果、二次災害の恐れがある施設に対しては、容器バルブの閉栓又は容器の撤去を行う。

##### イ 広報活動

震度“6弱”以上の地震が発生した地域又はLPガス設備が冠水した施設では、上記の目視点検で異常が認められなくても、さらに次章“5 応急点検”で定める安全確認によりLPガス設備に異常が無いと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

### 5 応急点検

被害状況の把握と、二次災害防止のための緊急対応がなされた後は、可能な限り速やかな供給開始が望まれるが、供給再開に先立つ応急点検は不可欠の作業である。

ただし、これは通常の調査点検とは異なり、短期間で多数のLPガス設備に対して実施する必要がある、またガスの使用再開を図ることが目的であるので、効率を高めるために以下の要領によることとする。

#### (1) 応急点検実施対象施設

前章“4 緊急対応”で定める目視点検を行った結果、さらに応急点検を行う必要が認められた設備及び震度“6弱”以上の地域及びLPガス設備が冠水した地域のLPガス設備全てを応急点検の実施対象と

する。

## (2) 応急点検順位

応急点検は供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として以下の順位で実施することとする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 集合住宅
- c 一般住宅
- d 業務用施設
- e その他

## (3) 応急点検事項

応急点検は、原則として以下の要領で実施することとする。

- a ガス漏れ検知器・漏えい検知液・自記圧力計又はマノメータで漏えい検査を実施する。(マイコンメータ出口からガス栓までの配管については、マイコンメータの復帰安全確認機能のチェックで漏えい検査の代替とする。)
- b 屋内設置の燃焼器に給・排気筒がある場合は、給・排気筒の外れなどがないか目視で確認する。
- c 漏えい等の異常が認められない場合は、燃焼器について燃焼テストを行う。

注) 冠水した調整器、マイコンメータ等は必ず交換する。

## (4) 周知

応急点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても周知徹底を図る。

## (5) 不在宅への措置

消費者が不在のため応急点検ができない場合は、容器バルブまたは中間ガス栓を閉止し不在票を置く。

## 6 復旧措置

緊急対応、応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合には、原則として、供給契約を締結しているLPガス販売事業者が行うこととする。

## 7 災害状況報告

### (1) 会員の報告

会員は、〇〇〇内で震度5弱以上の地震・風水害等が発生した場合は、様式1で各支部事務局へ報告する。 【LPガス被害状況報告書 販売事業者→支部用】

### (2) 支部の報告

支部事務局は、会員からの災害状況報告を様式2で速やかに取りまとめて協会へ報告する。

【LPガス被害状況報告書 支部→協会用】

なお、甚大な被害のため詳細な被害状況の把握が困難な場合には、連絡がとれたか否か、情報収集活動ができていないか否か、被害があるかないか、といった抽象的な情報について、様式3で速やかに取りまとめて協会に報告する。 【LPガス被害状況<緊急>報告書】

### (3) 復旧状況の報告

災害復旧した場合は、様式1及び様式2を用いて、同様に報告する。

## 8 大規模災害時における相互応援

大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又はLPガス販売事業者自らが被災した場合は、地域のLPガス販売事業者、卸売事業者、保安機関等が協力して、エルピーガス協会が行うローラー作戦等に参画し、より効率的な緊急対応・応急点検を実施する。

別途、災害時の相互応援時の取り決めとして、【災害時相互応援ルール】を定める。

## 9 避難所等の情報の確認等

災害時に備えて、都道府県の指定する避難所等の情報の確認を行い、災害発生時のLPガスの供給方法、供給設備や消費設備の設置場所、設置方法等を都道府県と協議し、防災訓練等において実態を確認する。

## 10 資機材の保管場所、応援要員の施設等の確認

災害発生時に行う緊急対応、応急点検等に必要な資機材の保管場所、また他地域からの応援要員の宿泊施設や受け入れができる施設等の確認を行う。

## 【災害時相互応援ルール】

社団法人〇〇県エルピーガス協会

〇〇県内のLPガス販売事業者（以下「会員」という。）は、県内に大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又は会員自らが被災した場合には、地域及び住民がLPガスを安全に使用するため、【LPガス災害対策マニュアル】に基づき、被災した会員がガスを供給している一般消費者等に対する緊急対応・応急点検をその総力を挙げて応援するものとする。

(趣旨)

第1条 このルールは、県内の会員において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災事業者独自では十分に被災一般消費者等の緊急対応・応急点検が実施できないと認められるとき、事業者相互の応援による緊急対応・応急点検等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、緊急対応・応急点検以外の相互の応援については、必要に応じて定めるところによるものとする。

(応援の内容)

第2条 緊急対応・応急点検は、以下の内容で行うものとする。

ア 緊急対応・応急点検と復旧措置を明確に区分し、特に緊急対応・応急点検についての手順を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず県エルピーガス協会（以下「協会」という。）として実施する。

イ 緊急対応・応急点検は原則2人以上で実施し、その際には販売勧誘活動を行わない。

ウ 緊急対応・応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は、原則として供給契約をしているLPガス販売事業者が実施する。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする会員は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の災害対策本部に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 点検に必要な物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(情報交換)

第4条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、応急点検等の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第5条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、応急点検、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第6条 協会は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支援体制図、応急点検要員の確保のため有資格者のリストアップ、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 協会は、このルールを実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第7条 このルールに定めのない事項は、その都度、代表者の会議において協議して定める。

#### **(対応策その5) 車両の稼働の確保**

○各都道府県LPガス協会に対し、都道府県との連携のもと、LPガス販売事業者等の車両が応急点検や緊急物資の輸送のための緊急車両としての取扱いを受けられるよう、愛知県エルピーガス協会等の事例も活用し、都道府県や市区町村との防災協定の協議の機会をとらえて、公安委員会及び所轄の警察との調整に着手することを要請。

※愛知県においては、LPガスが重要なライフラインとして位置付けられており、社団法人愛知県エルピーガス協会は、愛知県の指定地方公共機関に指定され、また、愛知県災害対策本部の本部員となっていることもあり、社団法人愛知県エルピーガス協会会長から愛知県公安委員会に対して、事前にLPガス販売事業者等の車名、車両番号等を届け出ることにより（別紙7参照）、緊急車両としての指定が円滑に行われている。

○各都道府県LPガス協会に対し、緊急時の車両の燃料確保を視野に入れて、別紙8を参考に、石油小売業界との間で緊急車両の優先的な燃料供給の協定等を締結することを要請。

※社団法人福島県エルピーガス協会は、東日本大震災後の平成23年10月6日、石油小売業界との間で緊急車両の優先的な燃料供給の協定を締結した。

(別紙7)

【緊急通行車両等届出書類 例】

年 月 日

(社)〇〇県エルピーガス協会  
会長 〇 〇 〇 〇 様

〒 ー  
届出事業所名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
連絡電話 \_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_ 印

緊急通行車両等事前届出に係る書類提出書

このことについて、当事業所において、緊急通行車両等事前届出をするため、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので、各事前届出書に協会長印を押して届出事業所の会員証と共に返送していただきますようお願いします。

記

様式第1 緊急通行車両等事前届出書	枚
様式第2 緊急通行車両等事前届出一覧表	枚

以上

【緊急通行車両等届出 様式例】

様式第 1

<p>地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>〇〇県公安委員会 殿</p> <p>届出者住所 〇〇〇市中区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 事業所名 社団法人〇〇県エルピラーガス協会 (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 氏名 会長 〇〇〇〇 〇</p> <p>年 月 日</p>	<p>地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇県公安委員会 印</p>
<p>番号標に表示 されている番号</p> <p>車両の用途(緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品名)</p>	<p>(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、若しくは破損場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>
<p>災害発生時にLPガス施設点検及び災害の応急復旧作業等に従事するための車両</p>	
<p>使用者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	<p>(所属支部名: 支部)</p> <p>( ) 局 番</p>
<p>発 地</p>	
<p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。</p>	

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

緊急通行車両等事前届出一覧表					
申請年月日		平成 年 月 日			
申請機関等		社団法人〇〇県エルピーガス協会（所属支部名： 支部）			
提出先		<input type="checkbox"/> 警察本部交通規制課		<input checked="" type="checkbox"/> 警察署	
申請車両		合計 台			
申 請 車 両	整理番号	車名等	車両番号	使用目的	配車先
	1			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	2			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	3			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	4			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	5			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	6			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	7			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	8			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	9			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	10			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	11			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	12			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	13			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	14			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	15			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	16			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	17			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	18			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	19			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
20			災害発生時にLPガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両		

**【石油商業協同組合との協定 例】**

災害時におけるガソリン、軽油の調達に関する協定書

(協定趣旨)

第一条 この協定は、〇〇県において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、社団法人〇〇県エルピーガス協会（以下「甲」という。）が、〇〇県石油商業協同組合（以下「乙」という。）にガソリン、軽油（以下「ガソリン等」という。）の調達について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(調達)

第二条 甲は、ガソリン等の調達の必要があると認めたときは、乙に対しその調達の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(要請手続)

第三条 甲は、乙に対し文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出することとする。

2 甲は、事前に会員事業者に対し「災害時緊急車両」の標章を交付し、これを乙に明示するものとする。

(連絡担当部署)

第四条 甲及び乙は、あらかじめ協定に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したとき、又は発生のおそれがある場合に速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

(協議)

第五条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、定期的に協議を行うものとする。

(その他)

第六条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自がその1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県

〇〇県エルピーガス協会

会長 〇〇〇〇

乙 〇〇県

〇〇県石油商業協同組合

会長 〇〇〇〇

### **(対応策その6) 防災協定等の見直し**

○各都道府県LPガス協会及び支部に対し、防災協定等の見直しや新たな締結に際して、以下のような点も考慮に入れて、都道府県・市区町村との相談に着手するよう要請。

- ・避難所へのLPガスの供給がより迅速に、また、確実に行われるよう、市区町村等からLPガス協会側への「避難所の情報」の提供
- ・二次災害の発生を最小限にするため、災害発生後にLPガス消費者が行ってはいけない事項等の連絡事項を含めた都道府県・市町村の災害広報の実施
- ・応急点検や緊急物資の輸送がより迅速に、また、確実に行われるよう、LPガス販売事業者等の車両の緊急車両としての取扱い

※防災協定等の見直しは、東日本大震災の教訓を踏まえ、着々と進んでいる。平成24年10月15日時点で、26県、359市、272町、39村、7区、1地区の地方自治体等と締結済（一般社団法人全国LPガス協会調べ）。

#### **(対応策その7) 災害対応のための関係機関による中央連絡会議の設置等**

○災害発生後速やかに被災地の情報収集を行い、被災地の具体的な要請内容等を把握し、それらを基に関係団体との調整を行い、被災地への物資等の提供を行うとともに、被災地以外の都道府県LPガス協会等に応援や物資の提供等の協力体制を要請する役割を担う関係団体による連絡会議を、一般社団法人全国LPガス協会が中心となって開催する。

○このため、一般社団法人全国LPガス協会は、平成25年度内に、関係団体に呼びかけて、各団体の役割分担等のルール作りを行う予定。

**(平時からの顧客のデータの管理方法を例示)**

○各都道府県LPガス協会に対し、以下の「平時からの顧客データの管理方法の例」を参考に、LPガス販売事業者が平時から顧客のデータ管理を行うよう働きかけることを要請。

**平時からの顧客データの管理方法の例**

**①事業者単独による対応**

- ・定期的に顧客データを電子媒体、紙媒体等の持ち出し可能な形に保存し、安全なところに保管する。
- ・定期的に顧客データを電子媒体、紙媒体等の持ち出し可能な形に保存し、避難時の優先持ち出しリストに明示するとともに持ち出しルールを整備する。
- ・電子化された顧客のデータをインターネットのデータ管理（クラウドコンピューティング）等を活用して保管する。

**②他事業所、他事業者を含めた対応**

- ・本社と支社とで電子化された顧客のデータを二元管理する。
- ・LPガス卸売事業者、LPガス販売事業者、LPガス配送事業者、保安機関等縦系列内の他事業者との間で電子化された顧客データを共有し、二元管理する。
- ・地域の比較的安全な地域に立地する保安機関等を活用し、各LPガス販売事業者等と当該保安機関等とで電子化された顧客データを二元管理する。

### **(対応策その8) 地震及び津波による一次的な物理的被害の防止**

### **(対応策その9) LPガス容器からのガスの漏えい・放出の防止**

○各都道府県LPガス協会に対し、LPガス供給設備等の破損やLPガス容器の転倒、流出といった物理的被害の防止及びLPガス容器からのガスの漏えい・放出の防止のための具体的な対策として、地震及び津波に対する効果を踏まえ、LPガス販売事業者が以下の対応策を採用するよう働きかけることを要請。

- ・ 容器の鎖の二重掛け
- ・ 容器プロテクターの設置
- ・ ガス放出防止機器の設置

※社団法人高知県エルピーガス協会では、「高知県エルピーガス協会例示基準」を策定し、50キログラム容器の転倒・流出防止策として、会員に対して、容器の鎖の二重掛け、ガス放出防止型高圧ホース（張力式）及び容器プロテクターの設置を指導している（別紙9参照）。

【高知県エルピーガス協会「地震等災害に強いLPガス供給設備の基準」】

「50kg 容器のチェーン掛け等に関する例示基準」

(社) 高知県エルピーガス協会

以下に基準を例示する。なお、本基準の対象地域は高知県全域とする。

I. 50kg 容器の転倒・流出防止策 (チェーン掛け等の基準)

1. 基本的に容器1本ごとに鎖がけをする。
2. 容器は、イ又はロの方法により上下2箇所鎖がけをすること。

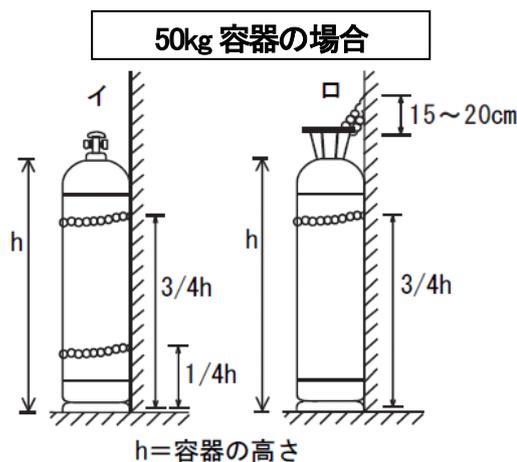
- イ 容器高さの $3/4$ の位置及び $1/4$ の位置で固定する。
- ロ プロテクター付の容器にあっては容器高さの $3/4$ の位置及びプロテクターを通しその上部15cm~20cmの位置で固定する。
- ただし、プロテクターを通すことが困難な場合は、イの方法での固定を可とする。

3. 同一容器置き場に複数の容器を設置する場合、5本までの鎖がけを可とする。

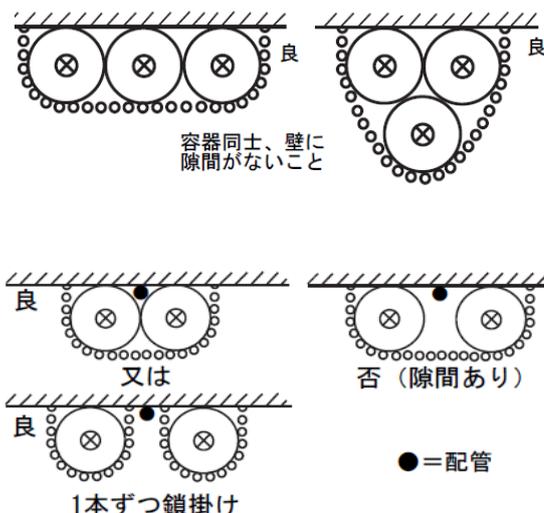
この場合であっても鎖は上下2本とし、容器同士及び家屋の壁面に隙間がある場合は、鎖がけは容器1本ごととする。

容器収納庫に設置する場合にあっては、容器5本までは容器高 $3/4$ の位置1箇所でも可とする。ただし、容器収納庫の形状、専用固定具等により転倒・流出の恐れがないと判断される場合は、本数に関わらず鎖がけは1本でも可とする。

4. シリンダーベルト等専用固定具を用いる場合は、当該固定具の基準に従い適切に設置すること。
- この場合であっても転倒・流出防止に有効な措置を行うこと。



50kg 容器を複数本鎖がけする場合  
上方から見た設置状況 いずれの場合も鎖はイ又はロの上下2箇所とする



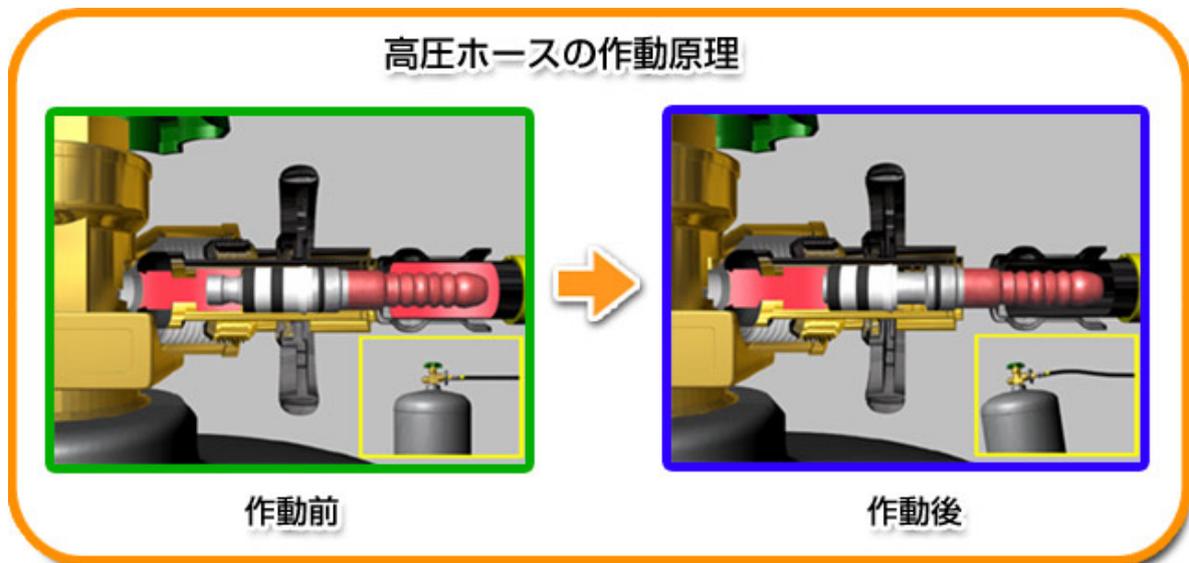
【高知県エルピーガス協会「地震等災害に強いLPガス供給設備の基準」】  
「ガス放出防止型高圧ホース設置に関する例示基準」

Ⅱ. ガス放出防止型高圧ホース（張力式）の設置

1. 期限交換時には、ガス放出防止型高圧ホースと取替える。

この場合、交換対象となる施設は、高圧ホースを設置している供給設備とする。（地震対策保安推進事業では、低圧ホース、連結管、いわゆるツインスター等を使用している施設は対象外としているが、自動切替式調整器・高圧ホースへの交換については更なる自主保安として推奨する。）

2. 供給設備を新設する場合には、高圧ホースはガス放出防止型高圧ホースを使用すること。



※ガス放出防止型高圧ホースは、大規模地震、豪雪等で容器転倒が起こった場合に生じる大量のガス漏れを防止し、被害の拡大を防ぐ器具。

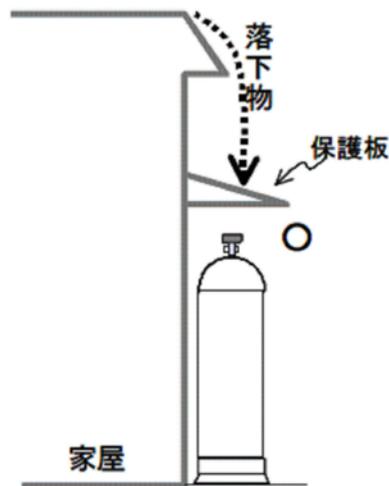
## 高知県における容器プロテクターの推奨】

高知県エルピーガス協会「LPガス地震対策保安推進事業 実施マニュアル」（平成18年7月策定9月実施）の点検項目と判断基準の項において、バルブ保護のため50kg容器はプロテクター付きとすることが望ましいと推奨されている。

### 点検項目と判断基準

#### 充てん容器等

5. 転落・転倒等防止 措置 ⑥	
チェック内容	落下物等からの保護
チェック時の注意点 (判断基準)	上からの落下物によりバルブ等が破損を受ける恐れがないこと。
具体的な改善方法	保護板を設ける。バルブ保護のため、50kg容器はプロテクター付きとすることが望ましい。



## 【高知県における容器プロテクター装着・転倒防止例】

容器プロテクター装着と鎖の2本掛け



容器プロテクターと本体との2本掛け



本体の上下2本掛け



複数本設置も各々に上下2本掛け